

固定資産税の軽減、資金繰りの支援措置などメリット多数！！

先端設備等導入計画

新規取得設備の固定資産税に対する2年間の特例措置が創設されました

先端設備等導入計画とは？

生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画。認定を受けた場合は、税制支援などの支援措置を受けることができます。このたび固定資産税特例が見直しされました。

支援措置の内容

税制支援

固定資産税の軽減

5年間:価格× $\frac{1}{4}$ に
※雇用量給与等支給額を3%以上引き上げる
方針を計画に位置付けた場合

改正

金融支援

資金繰りの支援

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による保証のうち、普通保険等とは別枠での
追加保証が受けられます。

- 生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした固定資産税の特例措置の適用期限が**2年延長**されます。
- 賃上げを後押しするため、対象資産が「雇用量給与等支給額の引上げの方針を位置づけた計画」に基づき取得する資産に**限定**されます。

制度活用の流れ

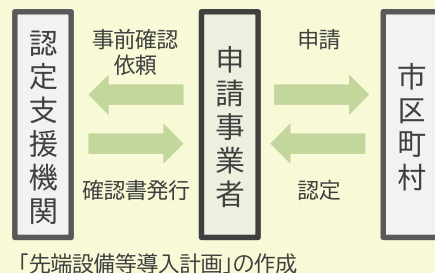
※自治体によって対象が異なる場合があります。※その他、詳細については各自治体のホームページなどでご確認ください。

制度の利用を検討、
事前確認・準備

「先端設備等導入計画」の作成

「先端設備等導入計画」の申請・認定

「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行



当事務所の支援内容 (ご希望の内容を選択いただけます)

<基本サービス>

- 1 先端設備等導入計画の策定支援
(計画書の策定サポート、認定支援機関の確認書作成、申請・提出サポート・税制措置の適用)

<オプションサービス>

- 2 経営力向上計画の申請サポート
(先端設備等導入計画とは異なる税制措置(中小企業経営強化税制)を受けられる制度の申請サポート)
- 3 各種補助金申請サポート
(先端設備等導入計画を加算項目とする各種補助金の申請サポート)
- 4 金融支援の適用サポート
(要件確認、金融機関対応等)

初回相談	無料	基本サービス	20万円(税別)
オプションサービス	要お見積り ※ 貴社の状況によりお見積りいたします。	備考	・ (契約期間などを記載します) ・ (費用の支払い方法などを記載します)

ご芳名・法人名		電話番号	
住所		業種	
ご要望	☐ 先端設備等導入計画の申請支援を依頼 ☐ オプションサービスを利用したい ☐ 詳しく話が聞きたい		

<お申し込みはこちらまで FAX:092-474-7839>

税理士法人プロネットNext TEL:092-474-7838 〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵2-7-14